引継ぎ条件に係る協議手続について

平成22年7月7日に公表した「引継ぎ条件の合意について」に記載されている現施工企業体と次期施工企業体との仮設備の引継ぎ条件に係る協議について、具体的な協議方法について以下のとおり補足する。

1. 協議方法

- ・応札者の公平性に配慮し、現施工企業体(回答者)と次期施工企業体(質問者)と の協議については、日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)を介して電子 メール(文書)にて協議を行うこととする。
- ・機構は、質問者又は回答者から受領したメールを、協議内容に関わる加工は一切行わず、協議相手が判明しない措置のみを講じて、相手先に送付するものとする。
- ・そのため、協議事項は添付ファイル (PDF 形式) にて全て作成し、電子メール本文 には記載しないこと。また、添付ファイルの内容 (ファイルのプロパティ等含む) に、企業名等のわかる記述を行わないこと。
- ・なお、機構は、両者の協議内容に関して一切責任を負担しないものとする。

2. 送付先

- ・質問の送付先と同様の[horonobe-pfi@jaea.go.jp]である。
- ・件名に「仮設備引継ぎ条件に係る協議」と記入する。

3. 協議期間

- ・9月17日(金)まで
- ・電子メールの送付は相手先の回答期間を見込んで行うこと。

4. 協議結果の報告について

・「引継ぎ条件の合意について」に記載のとおり協議結果について入札時に行うものと するが、報告は応札者が行うこと。

以上